

八尾市立図書館収集方針

(目的)

第1条 八尾市立図書館は、図書館法に基づく公立図書館として、すべての市民の知る権利、学ぶ権利を保障するために、資料の提供を無料で行う。このため、利用者各層の要求及び社会的動向に十分配慮して、広く市民の文化、教育、調査、研究、趣味、娯楽等に資する資料を収集する。

(基本姿勢)

第2条 資料の収集に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 多様な対立する意見のある問題については、バランスを考慮しつつ、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
 - (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
 - (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択しない。
 - (4) 個人、組織又は団体からの圧力や干渉によって、資料収集の自由を放棄したり、紛糾を恐れて自己規制したりしない。
- 2 資料収集・提供に携わる図書館員は、自律的規範としての、日本図書館協会が示した「図書館員の倫理綱領」を尊重して、その職務を遂行する。
- 3 図書館の収集した資料が、どのような思想や主張を持っていようとも、それを図書館及び図書館員が支持することを意味するものではない。資料の持つ思想や主張は、読者である利用者一人ひとりの市民の自由な思索と判断にゆだねられる。そのためにも図書館ではあらゆる思想・主張が共存するように、資料収集が行われなければならない。

(資料の種類と図書選択)

第3条 資料の選択については、利用者に接する図書館員全体で当たる。収集する資料の調整は、八尾市立図書館選書会議(以下「選書会議」という。)で行う。

- 2 選書会議は、八尾図書館に置き、各館の成人担当及び児童担当並びに八尾図書館の移動図書館担当及び資料係で構成する。選書会議は、各担当の合議によって行う。選択についての責任は、生涯学習課長に帰する。

(資料の収集と図書選択)

第4条 八尾・山本・志紀・龍華図書館及び移動図書館それぞれの役割と機能に応じた蔵書構成に留意するとともに、八尾市立図書館として有機的かつ体系的な資料の収集を図る。

- 2 収集する資料は、次のとおりとする。

- (1) 図書(一般図書、参考図書、児童図書及び外国語図書)
- (2) 逐次刊行物(雑誌・新聞)
- (3) 視聴覚資料
- (4) 地域(郷土・行政)資料
- (5) その他(電子資料・障がい者資料など)

3 収集する資料の選書基準は、別途定めるものとする。

(図書館システムと相互協力)

第5条 利用者からリクエストされる資料は、できる限り収集するように努める。その際、図書館未所蔵の資料へのリクエストは、図書館の蔵書構成への意思の反映として、これを受けとめ収集に生かすよう努める。

2 八尾市立図書館として、この収集方針の範囲を超えていると思われるような資料及び入手が困難な資料の請求を受けた場合は、図書館相互協力システムにより、他館から借用して提供するよう努める。

(資料の更新及び除籍について)

第6条 図書館は常に、新鮮で魅力ある資料構成を維持し、充実させるために資料の更新及び除籍を行う。

(1) 利用頻度の落ちた資料及び新たな資料で代替できる資料は、書庫に移す。

(2) 資料全体を見極め、各館との間で調整を行い、効率的な保存を図るとともに、将来の利用を予測して、不必要な資料は除籍する。

(3) 汚破損等で修理不可能な資料は、除籍するとともに、必要に応じ、買い替え等の処置を行う。

2 資料の除籍及び廃棄については、別途定めるものとする。

(蔵書に対する要望と批判への対応)

第7条 利用者からの蔵書についての要望や批判は、図書館の蔵書構成への意思として受けとめ、選書会議において十分協議のうえ、蔵書に生かすよう努める。

(その他)

第8条 この方針は、八尾市立図書館が市民の資料要求に応えられる蔵書を構成するために作成されたものである。八尾市立図書館の基本姿勢を不断に確かめるため、また、市民に図書館サービスの理解を広めるために公開する。今後、市民の利用実態、図書館サービスの進展、地域社会の変化にあわせて、適宜改正していく。

附 則

この方針は、平成22年11月10日から施行する。

この方針は、平成27年8月2日から施行する。

この方針は、令和3年4月1日から施行する。